

# 【十二月臨時休館に係る 優待券の期限延長について】

十二月十三日（土）、十四日（日）の臨時休館時の対応としてお配りしている優待券について、有効期限が三月三十一日となつておりますが、七月三十一日に延長いたします。受付で提出いただければ七月三十一日と読み替えて対応しますのでよろしくお願ひします。